

●第4章 環境配慮の方向

1 各主体の参加と環境配慮

「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」という本計画の基本理念を達成するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を、新たな価値基準のもとに見直していく必要があります。そのためには、行政の取組だけでなく、全ての人々の知恵と行動が求められています。

このため、住民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、自らの行動を振り返り、日常生活や社会経済活動において、環境に与えている負荷や環境から得ている恵みなど活動と環境の関わりについて理解するとともに、それぞれの立場においてどのような行動が望ましいかを考え、自主的、積極的に実践することが重要です。さらに、各主体による個々の取組だけでなく、お互いの協力と連携によって新たなパートナーシップを形成し、これに基づく新たな取組を創出することも重要です。

また、開発事業の実施においては、それぞれの地域の特性を十分把握し、自然の持つ様々な環境保全機能を維持し高めるとともに、それらの機能が地域社会の中で最大限に発揮されるよう配慮する必要があります。

本章では、第2章に示した基本目標の達成に向けた各主体の役割と環境配慮の方向を示すとともに、併せて、開発事業の実施における地域特性別の環境配慮の方向を示します。

2 主体別環境配慮の方向

(1) 県

県は、基本目標の達成に向けて、第3章に示した各種施策を実施します。

また、県自らが事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、本章の「2(3)事業者」に掲げる環境配慮の方向を踏まえ、ISO 14001の環境方針に基づき、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

さらに、県が行う一定規模以上の事業の実施に当たっては、本章の「3 地域特性別環境配慮の方向」を踏まえ、環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ環境の保全に配慮します。

(2) 市町村

市町村は、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

このため、県に準じた環境保全に関する施策やそれぞれの地域の自然的・社会的条件

に応じた独自の施策を策定し、実施することが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町村自らも事業者及び消費者として本章の「2(3) 事業者」、「3 地域特性別環境配慮の方向」を踏まえ、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

(3) 事業者

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の見直しのためには、事業者の取組が重要です。

このため、事業者は、法令に規定された事項を遵守するほか、様々な事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。また、ISO 14001 など環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参画などが期待されます。

事業活動には様々な形態があることから、それぞれの形態に応じた環境配慮の方向を以下に示します。

ア オフィスでの事務活動など事業者全般の環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ 省エネルギー機器等の使用、冷暖房温度の適温設定、節電の励行、太陽光発電施設の導入など、適切なエネルギー利用に努めること。
- ◆ 節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置など、適切な水利用に努めること。
- ◆ 物品の購入にあたっては、再生製品や再生可能な製品、長期使用型製品等の優先購入など、グリーン購入の推進に努めること。
- ◆ 事業系一般廃棄物の廃棄物の分別の徹底と減量化、再生利用可能な廃棄物のリサイクルに努めること。
- ◆ 業務用自動車の天然ガス自動車や低燃費・低排出ガス認定車等の低公害車の導入、不必要なアイドリングの自粛、通勤時の自家用車使用の自粛と公共交通機関の積極的利用など、自動車の使用による環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 適切な排水処理施設の設置など、事業活動による環境汚染の防止に努めること。

【やすらぎと潤いのある快適な環境の創造】

- ◆ 敷地内の緑化を推進するとともに、植栽にあたっては、地域の特性に配慮した樹種の選定や弱剪定^{せんてい}等の管理手法の導入に努めること。
- ◆ 建築物の色彩、屋外広告物の形状や色彩については、地域特性に応じ、周辺景観との調和に努めること。
- ◆ 建築物の壁面及び屋上の緑化推進に努めること。

【自主・協働による環境保全活動の促進】

- ◆ ISO 14001 など環境マネジメントシステムの導入や環境管理責任者の設置など、

環境保全に関する社内体制の整備に努めること。

- ◆ 環境問題に関する研修を実施するなど、従業員の意識啓発に努めること。
- ◆ 自然保護活動、清掃活動等の環境保全活動へ従業員が参加しやすい社内体制づくりや地域のリサイクル活動への積極的な参加などに努めること。
- ◆ 情報の公開や地域住民への広報活動の実施など、環境保全に関する協力体制の確保に努めること。
- ◆ 海外からの研修生受入れ、海外への環境技術の移転など、行政や民間団体との協力と連携のもとに、地球規模での環境保全に努めること。

イ 土木・建築事業等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ コージェネレーション、地域冷暖房システム、太陽光発電施設等の導入など、エネルギーの有効利用に努めること。
- ◆ 熱帯木材型枠の使用削減、長期使用型資材等環境への負荷の少ない資材等の使用や再生資材の使用、間伐材の活用など、資源の有効利用に努めること。
- ◆ 透水性舗装の実施、中水道や雨水利用施設の設置など、適正な水循環の確保や適切な水利用に努めること。
- ◆ 建築物等の分別解体の徹底などによる再資源化等を推進し、建設廃棄物の減量化を図るとともに、適正処理に努めること。
- ◆ 低公害型重機の使用、粉じん等の飛散防止、騒音や振動の防止、盛土工事に伴う地盤沈下等の防止、適切な排水処理施設の設置など、周辺環境への負荷の低減に努めること。

【人と自然が共にある環境の保全】

- ◆ 施設等の立地にあたっては、周辺の土地利用との整合に努めること。
- ◆ 地形等の改変の抑止、野生動植物の生息・生育空間の確保、自然に配慮した工法の採用など、自然環境への負荷の回避、低減に努めること。

【やすらぎとるおいのある快適な環境の創造】

- ◆ 現存する植生を極力残存させるとともに、現地に生育している樹木類の活用や地域の特性に配慮した樹種による緑化に努めること。
- ◆ 施設の配置、規模、デザイン、色、高さ、隣接する建物とのゆとりなど、地域の特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること。

ウ 物品の生産、流通、販売及び回収・処理等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ エネルギー効率の高い生産方式の選択、再生資源等の環境への負荷の少ない原材料の使用や廃熱の利用、省エネルギー化の推進など、適切なエネルギーや資源の利用に努めること。
- ◆ 製品の長寿命化、製品の型式やデザイン変更の適正化、消費あるいは廃棄後の循環

資源の回収と再生利用等を考慮した製品づくりと回収体制の整備の推進など、ライフサイクルアセスメントの考え方にもとづいた商品開発や改良に努めること。

- ◆ 工業用水の使用にあたっては、回収水使用率の向上、中水や雨水の利用など、循環的な水利用に努めること。
- ◆ 廃棄物の分別収集の徹底等による再使用、再生利用と適正処理に努めるとともに、廃棄物の再資源化に関する研究や開発、再生資源を用いた商品の開発と普及など、廃棄物の資源としての有効利用に努めること。
- ◆ 業務用自動車への天然ガス自動車や低燃費・低排出ガス認定車等の低公害車の導入など、環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 良質燃料の使用、適切な排気ガス処理施設や排水処理施設の設置、騒音や振動の防止、化学物質の適正管理など、周辺環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 原料や製品、その他物品等の輸配送にあたっては、ジャストインタイム方式の見直し、共同輸配送システムの導入、物流拠点の整備、物流システムの効率化、中長距離輸配送での鉄道や内航船舶の積極的な活用など、物流効率向上と適切な輸送機関の利用に努めること。
- ◆ 物品の販売にあたっては、省エネルギー型機器等の設置、自動販売機の設置自粛、広告塔の使用時間の制限など、エネルギー消費の低減に努めること。
- ◆ 物品の販売にあたっては、エコマーク商品等の充実や販売コーナーの設置など、環境への負荷の少ない製品等の販売に努めること。

【やすらぎとつるおいのある快適な環境の創造】

- ◆ 敷地内の緑化を推進するとともに、植栽にあたっては、地域の特性に配慮した樹種の選定や弱剪定等の管理手法の導入に努めること。
- ◆ 広告塔の看板等のデザイン、色、規模、光度などについては、地域の特性に応じ、周辺景観との調和に努めること。

【自主・協働による環境保全活動の促進】

- ◆ 地域住民が、遊休地や未利用地を活用して身近な生活環境の再生と創造に取り組むグラウンドワークなどの活動に対して、積極的な協力を努めること。
- ◆ 海外での物品の生産、流通、販売、回収、処理等にあたっては、その地域での環境への負荷の低減に努めること。

エ 公共輸送機関の運用等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ トラック、バス等の最新規制適合車への代替、アイドリングストップ、天然ガス自動車やハイブリット自動車、低燃費・低排出ガス認定車等の低公害車の導入など、環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ パーク・アンド・ライド、環境切符（エコチケット）の導入など、公共輸送機関の利用の促進に努めること。
- ◆ 新交通システムの導入など、効率的で環境への負荷の少ない輸送体制の整備に努め

ること。

【やすらぎと潤いのある快適な環境の創造】

- ◆ 施設及び施設周辺での空間を活用し、緑化や緑地帯などの整備に努めること。

オ エネルギー供給における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ 発電効率の向上、太陽光や風力等の新エネルギーの導入など、環境への負荷の少ないエネルギーへの移行に努めること。
- ◆ コージェネレーション等の分散型電源の導入や下水廃熱等未利用エネルギーの利用など、多様なエネルギーの活用に努めること。
- ◆ 用水の回収水使用率の向上、中水や雨水の利用など、循環的な水利用に努めること。
- ◆ 良質燃料の使用、適切な排ガス処理施設や排水処理施設の設置、騒音、振動の防止、化学物質の適正管理など、周辺環境への負荷の低減に努めること。

カ 農林水産業等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ 農業においては、農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、家畜ふん尿等の堆肥利用などの環境保全型農業の推進に努めること。
- ◆ 水産業においては、環境保全に考慮した養殖業の推進など、養殖漁場等の水質保全に努めること。

【人と自然が共にある環境の保全】

- ◆ 農業においては、農地、ため池などの適正管理により、農地が有する環境保全機能の維持、向上と農地周辺の生態系の保全に努めること。
- ◆ 林業においては、複層林施業や育成天然林施業等により、森林の有する環境保全機能を維持、向上させる持続可能な森林経営と森林生態系の保全に努めること。
- ◆ 水産業においては、水産資源を維持、管理し、持続的に利用する資源管理型漁業、つくり育てる漁業、漁獲可能量（TAC）の適切な管理を進めるほか、干潟、藻場の保全や復元をはじめとする漁場保全等に努めること。

キ 観光・余暇活動における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ レジャー施設の運営にあたっては、良質燃料の使用、排水処理施設の設置、騒音や振動の防止、農薬等の適正な使用と管理など、周辺環境への負荷の低減に努めること。

【人と自然が共にある環境の保全】

- ◆ レジャー施設の設備にあたっては、立地選定から開発、運営までの各段階において、地域の特性を十分考慮し、野生動植物の生息・生育環境の保全やすぐれた自然景観の保全に努めること。

- ◆ エコツーリズム等の自然とふれあえる観光、余暇活動に関する知見や専門家の育成、利用者への情報の提供など、住民と自然のふれあいの充実に努めること。

(4) 住 民

日常生活に起因する環境への負荷が増大しており、地域環境の改善や地球環境の保全に向けては、住民一人ひとりが人と環境との関わりについて理解を深め、大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直すことが重要です。

このため住民には、環境教育・環境学習を通じて、環境に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、かつそれを実践していくことが期待されます。

また、個人ではその取組が難しいものについては、地域の団体などが行う環境保全活動に積極的に参加し、その活動の輪を広げるとともに、個人や団体の知識や経験が広く活かされるよう、各主体との協力と連携が期待されます。

ア <循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 省エネラベリング制度の対象機器等の使用、冷暖房温度の適温設定、節電の励行など、適切なエネルギー利用に努めること。
- ◆ 炊事や洗濯等での節水、雨水の利用など、適切な水利用に努めること。
- ◆ ごみの分別の徹底とリサイクルの推進、過剰包装の辞退、マイバッグ運動や生ごみ堆肥化、ごみを投げ捨てないなど、廃棄物の適正処理に努めること。
- ◆ エコマーク商品などグリーン購入の推進、低公害車等への買い替えなど環境への負荷の少ない製品の選択に努めること。
- ◆ 太陽熱温水器、太陽光発電、断熱材の利用などにより、住まいづくりにおける環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 自動車使用の自粛と公共機関の積極的利用、使用時のアイドリング・ストップと適正走行の励行など、自動車の使用による環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 台所などでの生活排水対策、適正な排水処理施設の設置と維持管理の励行、生活騒音の防止など、日常生活における環境への負荷の低減に努めること。

イ <人と自然が共にある環境の保全>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 希少な野生動植物の損傷や採取を自制し、その生息・生育環境の適正な保全に努めること。
- ◆ 移入種をみだりに放ったり、種子をまいたりしないこと。
- ◆ 飼育しているペット動物や昆虫の適切な飼育管理を行い、ペット動物等の野外への遺棄をしないこと。

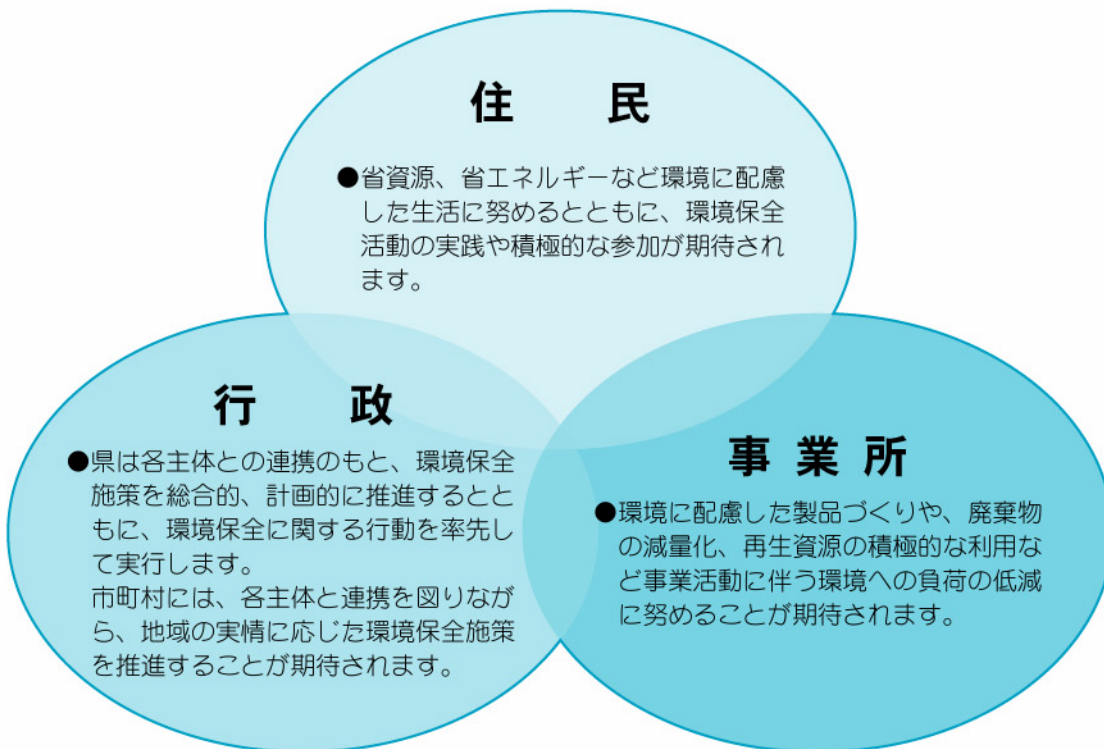
ウ <やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 地域の特性を踏まえ、デザイン、色など周辺景観と調和した家づくりに努めること。
- ◆ 生け垣の設置や緑化など、地域特性に配慮した身近な緑の保全と創出に努めること。
- ◆ 歴史的建造物や古いまちなみなど、地域の歴史的景観の保存と継承に努めること。

エ <自主・協働による循環保全活動の促進>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 環境保全に関わる講演会や研修会、自然観察会、施設見学会等へ積極的に参加し、人と環境との関わりについて理解を深めるよう自ら学習に努めること。
- ◆ 身近な野生動植物の調査、大気や水質等に関する調査など、地域の環境状況を把握するための各種調査等への積極的な参加に努めること。
- ◆ リサイクル活動、緑化活動、環境美化活動など、地域における自主的な環境保全活動への参加に努めること。
- ◆ 環境保全を目的とした地域の団体の結成やその運営に参加、協力し、環境保全活動の一層の推進に努めること。
- ◆ 公園や街路等の公共施設やオープンスペース等の管理への積極的な参加に努めること。
- ◆ 森林ボランティアや緑のオーナー制度などを通じた森林等の保全活動への参加に努めること。
- ◆ 空き地等を活用したビオトープの創出や河川、ため池の再生などのグラウンドワークへの参加に努めること。
- ◆ 国際レベルでの環境保全活動への積極的な参加など、地球規模での環境保全への協力を努めること。

自主的な取組とパートナーシップ



3 地域特性格別環境配慮の方向

三重県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくためには、地域の特性を十分に把握し、その地域の特性に応じて、法令に規定された事項の遵守や国土利用計画、都市計画等との整合を図りつつ、環境と共生する土地利用を進めていく必要があります。

このため、三重県を山地地域、平地・丘陵地域、市街地地域、沿岸地域の4地域に区分し、それぞれにおいて、地域特性と開発事業等における環境配慮の方向を示します。

なお、この4地域は、概ね次の基準による地域区分を念頭においています。

- 山地地域は、地形分類が「山地」に該当する地域です。
- 平地・丘陵地域は、地形分類が「山麓」、「丘陵地」、「台地」、「低地」に該当する地域で、市街地地域を除く地域です。
- 市街地地域は、人口密度が概ね1,000人/km²以上の地域です。
- 沿岸地域は、三重県の海岸線を構成する地域で、実質的には平地・丘陵地域や市街地地域の一部が該当しますが、環境配慮の方向がこれらの地域とは異なることから、特に「沿岸地域」として区分しています。

(1) 山地地域

ア 地域特性

三重県は、北西部に位置する養老山地から南へ、鈴鹿山脈、布引山地、台高山脈等の山地山脈が連なっており、県土の約65%が森林に覆われ、その約62%がスギ、ヒノキ等の人工林となっています。

山地地域は、三重県の骨格の脊稜をなすこれらの山地と森林で占められおり、志摩半島の一部を除いた県の中央部から南側に広く分布しています。植林地を除くと、県の北部から西部では人間活動による影響を受けた二次林の割合が高くなっていますが、県中央部から南部では自然林や自然林に近い二次林の割合が高く、原生的な自然やすぐれた自然が多く残されています。これらの自然環境と相まって、多種、多様な野生動植物が生息しており、生物の多様性に関する調査研究の場として、県民の自然保護の高揚を図るための野生動植物とのふれあいの場として価値の高い地域です。

森林は水源の涵養や大気の浄化などといった環境を保全するうえで欠くことのできない機能を有していますが、過疎化や高齢化による林業後継者不足、外材との競合や代替材による県産材の需要低下、全体の92%が5ha未満の小規模林家であることなどから、林業採算性が悪化することにより多くの林業経営が放棄され、その結果、造林が再び行われない森林の増加や森林の荒廃が進んでいます。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 豊かな生態系が保持されている原生的な自然を有する地域の保全に努めること。
- ◆ 希少な野生動植物の分布状況を把握し、その生息・生育環境も含めて保全に努めること。
- ◆ 現存植生を極力残存させるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹木類の活用や地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。
- ◆ 溪流や湖沼の多様な水辺環境の保全に努めるとともに、水辺の改変にあたっては、自然に配慮した工法の採用に努めること。
- ◆ 特異な地形、地質等のすぐれた自然風景地やそれらに対する主要な眺望地点の保全に努めること。
- ◆ 切土、盛土等にあたっては、地形、地質等の自然条件を考慮し、地形の改変を極力避けるとともに、急傾斜地や地滑り等が発生する恐れのある脆弱な地盤等については、崖崩れや土砂流出が生じないように努めること。
- ◆ 工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止に努めるとともに、野生動植物の生息・生育環境に配慮した工事工程や工法等の採用に努めること。
- ◆ 道路等の整備により森林等の連続性が分断される場合には、動物の移動性が確保されるよう努めること。
- ◆ 水道水源の上流においては、濁水や化学物質等による水質汚染と水量の低下の防止に努めること。

(2) 平地・丘陵地域

ア 地域特性

平地・丘陵地域は、県の北部から中央部と西部において市街地を包み込むように広く分布するとともに、志摩半島や県の南部にも一部みられます。この地域は、薪炭材としての里山利用が昭和30年代頃まで行われ、農業等人間の生産活動を通じて形成された樹林地や農地等をはじめとする二次的な自然環境で占められています。

また、野生動植物と人間がさまざまに形をかかわりを持ってきた地域でもあります。このため、樹林地や農地等は身近に親しむことができる自然環境資源として、自然とのふれあいやうるおいのある生活環境を確保する上で大きな役割を果たしています。

しかしながら、過疎化や高齢化が進んだ地域での後継者不足による耕作放棄地の増加や里山の荒廃、都市化の進展に伴う土地の改変などにより身近な野生動植物の生育・生息環境の劣化やこの地域特有のふるさとの原風景も失われつつあります。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 希少な野生動植物や地域を代表する身近な野生動植物の分布状況を把握し、その生息・生育環境も含めて保全に努めること。
- ◆ 湿地等の多様な生態系が保持されている地域や湧水等の水源地域の保全に努めること。
- ◆ 現存植生を極力残存させるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹

木類の活用や地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。また、緑地の配置にあたっては、周辺と連続性が保たれるよう配慮すること。

- ◆ 河川や湖沼の多様な水辺環境の保全に努めるとともに、水辺の改変にあたっては、自然に配慮した工法の採用に努めること。
- ◆ 切土、盛土等にあたっては、地形や地質等の自然条件を考慮し、地形の改変を極力避けるとともに、崖崩れや土砂流出が生じないように努めること。
- ◆ 工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止に努めるとともに、騒音、振動等による周辺集落への影響防止に努めること。
- ◆ 道路等の整備により里山等の樹林地が分断される場合には、動物の移動性が確保されるよう努めること。

(3) 市街地地域

ア 地域特性

市街地地域は、県の北部から中央部の伊勢湾岸沿いにかけて広がるとともに、県の西部や南部にも分布しています。この地域は、高密度な人間活動が行われており、樹林地や農地等の二次的な自然環境が少なく、大部分が人工的な建築物や道路等で覆われていますが、伊勢市を中心とした地域には、わずかながら自然林や自然林に近い二次林が残されています。地域内にわずかに点在する樹林地、社叢林、都市公園等の緑地は、市街地の気候緩和や大気浄化に役立っており、都市景観の形成や住民のやすらぎやうるおいの場として活用が図られているなど、多様な機能を有しています。

しかしながら、建築物等の過密化や高度利用の進展、秩序を欠いた屋外広告物の氾濫などにより、市街地内の緑地の減少や調和のある都市景観の喪失が進行するとともに、近年の市街地周辺での宅地開発とあいまって、都市周辺での緑地の減少と市街地での人口の空洞化の問題も顕在化しています。また、市街地内の水辺は、コンクリート護岸に覆われた人工的なものとなっており、水生生物の生息域の減少や河川の自然浄化能力の低下とともに、人と水辺とのふれあいの喪失を招いています。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 現存する樹木地や自然の水際線は、極力その保全に努めること。
- ◆ 現存植生を極力残存させるとともに、植栽を行う場合には、地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。また、周辺風景の維持、向上に資するような緑地の配置に努めること。
- ◆ 河川等での事業にあたっては、河床の単純化を避け、自然に配慮した護岸工法等の採用に努めること。
- ◆ 掘削工事や盛土工事等にあたっては、地盤変状や地盤沈下の防止に努めること。
- ◆ 工事の実施にあたっては、排水対策や騒音、振動等の対策を行い、周辺の生活環境への影響の防止に努めること。
- ◆ 電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響の防止に努めること。

(4) 沿岸地域

ア 地域特性

沿岸地域のうち、北勢地域の多くは工業地帯として埋め立てられた人工的なものとなっていますが、中南勢地域から東紀州地域にかけては砂浜やリアス式海岸、礫浜海岸等の良好な自然が多く残されており、観光やレクリエーションを通じて人と海とのふれあいの場となっています。

しかしながら、海辺の生態系の多様性の確保や自然の有する環境浄化能力を維持するうえで重要な藻場や干潟等が全体的に減少しています。また、伊勢湾の地先海域や熊野灘沿いの内湾では、沿岸漁業や養殖漁業が行われていますが、近年、水質悪化等が問題となっています。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 希少な野生動植物の分布状況を把握し、その生息・生育環境も含めて保全に努めること。
- ◆ 自然海浜や干潟、藻場等は、極力保全に努めること。
- ◆ 埋立等を行うにあたっては、周辺海域での水質悪化等に配慮するとともに、地域の特性に応じて、人工海浜や干潟、藻場の造成など代償的な措置に努めること。
- ◆ 港湾や漁港の整備にあたっては、住民が海辺の自然環境とふれあうことのできる親水空間の整備と創出に努めること。